

滝上町立滝上中学校 いじめ防止基本方針

1 はじめに 「いじめ」について

滝上中学校では次に示す観点にたち、本校生徒が楽しく豊かな学校生活を送ることができるよう「いじめ防止基本方針」を策定します。

- 「いじめ」は決して許されないことであり、また、どの生徒にも、どこでも起こり得るものである。
- 学校教育に携わるすべての関係者一人一人が、「いじめ」問題の重要性を認識し、「いじめ」の兆候をいち早く把握して、迅速かつ適切に対応する。

2 「いじめ」防止の基本方針

(1) 「いじめ」を許さない学校づくりを進めます。

- ① 学校・学級内に「いじめ」を許さない雰囲気をつくります。
- ② 生徒、教職員の人権感覚を高めます。
- ③ 生徒どうし、生徒と教職員の温かい人間関係づくりに努めます。
- ④ 「いじめ」の未然防止や早期発見のため、生徒指導の充実に努めます。
- ⑤ 「いじめ」の未然防止や早期解決にむけ、保護者・地域、関係機関との連携を深めます。
- ⑥ 「北海道いじめの防止等に向けた取組プラン」及び「滝上町いじめ防止基本方針」の趣旨を踏まえます。

(2) 「いじめ」の早期発見・早期解決に努めます。

- ① 「いじめ」は「どの生徒にも、どのでも起こり得る」問題であることを認識し、相談の機能を充実させ、生徒の悩みを積極的に受け止められる体制をつくります。
- ② 学校全体で組織的に対応し、教職員間の緊密な情報交換や共通理解を図り、一致協力して対応します。
- ③ 事実関係の究明、解決に当たっては、迅速かつ組織的にあたります。
- ④ 「いじめ」が発生したときは、保護者等からの訴えに謙虚に耳を傾け、教育委員会及び必要であれば他の関係機関と連携して対処します。
- ⑤ 学校における「いじめ」への対処方針の情報については、家庭や地域へ積極的の公表し、保護者や地域住民の理解を得るように努めます。

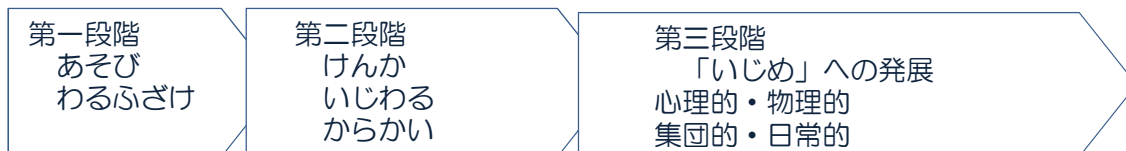
3 「いじめ」の理解

(1) 「いじめ」とは何か

滝上中学校に在籍している生徒に対し、一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的・物理的な影響を与える行為（インターネット等を通じて行われるものを含む）であり、「いじめ」を受けた生徒が心身に苦痛を感じているもの。

学校現場では、「いじめ」を訴えてきた生徒の立場に立ち、その訴えを真摯に受け止め、生徒を守ることを第一として、事実関係の確認、早期解決にあたる。

(2) 「いじめ」の進行



(3) 「いじめ」の態様・内容

		「いじめ」の態様・内容	
		いじめられる側	いじめている側
		個の行動・状況	複数の行動・状況
遊び		◎遊びや生活をとおして、互いにふざけたり・じゃれたり・いさかいがあったりする（「遊び仲間」対応・平等の関係）	
初期	萌芽	度重なるふざけ・からかいなどを不快に感じるようになる ▽（支配・服従関係の萌芽）	立場を入れ替えながら、ふざけ・からかいを行うようになる ▼（支配・服従関係の萌芽）
前期	恐れ	多人数による「からかい・ふざけ」に恐れを感じるようになる ▽（支配・服従関係の成立）	ターゲットを固定し、仲間を誘い複数で「いじめ」を繰り返す ▼（仲間の存在，安心感）
中期	訴え苦痛	周囲の仲間，友達の行動や態度が気になる。「からかい・ふざけ」が苦痛 ▼（「いじめ」のサイン 孤立）	周囲の仲間の反応を気にする。他の生徒も「いじめ」行為に気づく。
	諦め	無関心を装い，傍観者な態度の友達を見て「訴え」を諦める ▼（見て見ぬふりをする人間関係）	周囲の動向を見定め，仲間に「いじめ」を示唆，命令する ▼（自己の「いじめ」の隠蔽）
後期	無力	親や教師に訴えた後の報復や暴力などを極端に恐れる ▼（訴える気持ちになれない状況）	暴力行為等をしばしば繰り返す
	喪失	・「いじめ」そのものの事実を自ら否定する ▼（自尊感情の動揺）	暴力行為の他に金品の強要，使い走り等が生じる
末期	否定自己	・耐えきれず「自殺・転校」等考えるようになる ▼（自己否定の考え方の実行）	・暴力行為や金品の強要などが学校内外でますます激しくなる（「無法」といえる状態への発展・継続）

4 「いじめ」に対する具体的対応

(1) いじめられている生徒には

いじめられている生徒への対応は，言い聞かせることではなく，まず，何より本人の訴えを，本気になって傾聴する。

- ① 受容：つらさや悔しさを十分受け止める。→ 傾聴の姿勢
- ② 安心：具体的支援内容を示す。→ 教師は絶対的な味方
- ③ 自信：良い点を認め励まし，自信を与える。
- ④ 回復：人間関係の確立を目指す。→ 交友関係の醸成
- ⑤ 成長：自己理解を深め，改善点を克服する。→ 自立の支援

※心理的ケアを十分に行う

(2) いじめている生徒には

その場の指導に終わることなく、「いじめ」が完全になくなるまで、注意深く継続して徹底的に指導していく。

- ① 確認：「いじめ」の事実関係、背景、理由等を確認する
→ はっきり確認がとれるまで頭ごなしに決めつけない。
- ② 傾聴：不満・不安等の訴えを十分に聴く → 受容的態度
- ③ 内省：いじめられる生徒のつらさに気づかせる
→ 「いじめ」は絶対にいけないことの指導
→ いじめている生徒もつらい立場かもしれない
- ④ 処遇：課題解決のための援助を行う。
- ⑤ 回復：役割体験等を通じて所属感を高める→ 成長への信頼
※心理的ケアを十分に行う

(3) いじめられている子の保護者には

教師と保護者の共通認識、情報共有を徹底する。

- ① 「いじめ」の事実を正確に伝える。
- ② 学校はいじめられている子を守るという姿勢を示す。
- ③ 信頼関係を構築する。→ 不用意な発言をしない。
 - ・「いじめは重大な人権侵害である」という認識にたたない発言
 - ・生徒の理解不足、感性の乏しさを問われる発言
 - ・「被害者保護優先」を無視した発言
 - ・自己防衛的な発言
 - ・被害者の「痛み」に共感を示さない発言
 - ・具体性のない発言
- ④ 家庭との連携を密接にとる（被害者の保護、加害者の指導、学級内の人間関係に改善，加害者の保護者への協力依頼）
※加害者の保護者に、具体的な取組をきちんと伝えて理解を得る。

(4) いじめている子の保護者には

「いじめ」の事実を正確に伝え、具体的な対処法や今後の生活について指導・助言し、保護者の協力を得る。

- ① 事実だけをきちんと伝える。
- ② 保護者の心情を理解する。
(怒り、情けなさ、自責の念、今後への不安等)
- ③ 具体的な助言を与え、生徒の立ち直りを目指して協力してもらう。

(5) 学級には

教師は、「いじめを許さない」という毅然とした姿勢を、学級に示す。

- ① 具体的事実に基づいて話し合う（当事者の了解・配慮）。
- ② いじめられた生徒に共感させ、いじめた生徒も学級集団に情緒的に取り込むようにする。
- ③ 傍観者の意味を考えさせ、人権意識の芽を育てる。
- ④ 「いじめ・いじめられ」行為がなくなるだけでなく、傍観したり無関心であったりす

る意識を転換し、友情を基盤とする学級をつくる。

- ⑤ 意図的・継続的に学級に働きかけ、確実に指導していく。

【学級での話し合いの進め方】

ア 事実と問題の明確化・・・「いじめ」は許されない行為である

イ 冷静な解決の模索・・・生活の振り返り、自己内省による知的変革

ウ 行動指針の発見・・・内省による具体的行動（是認，黙認→責任の確認）
人権意識の育成，信頼感の確立

エ 連帯感の育成，人間関係づくり・・・自己存在感

(6) 関係機関との連携

「いじめ」を発見したら、教師一人で抱えることなく、校内での報告・連絡・相談はもちろん各関係機関との連携を図る。

- ① 校内の生徒指導委員会を中心に、町教育委員会の指導のもと、「いじめ」問題に関しスクールカウンセラーや児童民生委員、防対協・要対協と密接な連携を図る。
- ② 学校、家庭、必要とあれば関係機関（福祉課，児童相談所，警察等）との連携を図る。

5 「いじめ」に対する具体的取組内容

(1) 校内組織・校外関係者との連携

<p>(校 内)</p> <p>○学校いじめ対策委員会</p> <p>教頭 生徒指導主事 該当担任</p> <p>学年主任 養護教諭 (特別支援教員)</p> <p>※その他関係教職員</p>	<p>【校 外】</p> <p>町教育委員会 (アドバイザー)</p> <p>滝上中学校 PTA</p> <p>児童民生委員</p> <p>スクールカウンセラー</p> <p>町役場福祉課担当者</p> <p>児童相談所 (北見)</p>
<p>(重大事態) 紋別警察署</p>	

(2) 重大事態への対処

- ① 重大事態に該当する事案

いじめにより当該学校に在籍する生徒等の生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合。

- ② いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。(年間 30 日を目安)

学校は教育委員会を通じ重大事態が発生した旨を滝上町長に報告する。

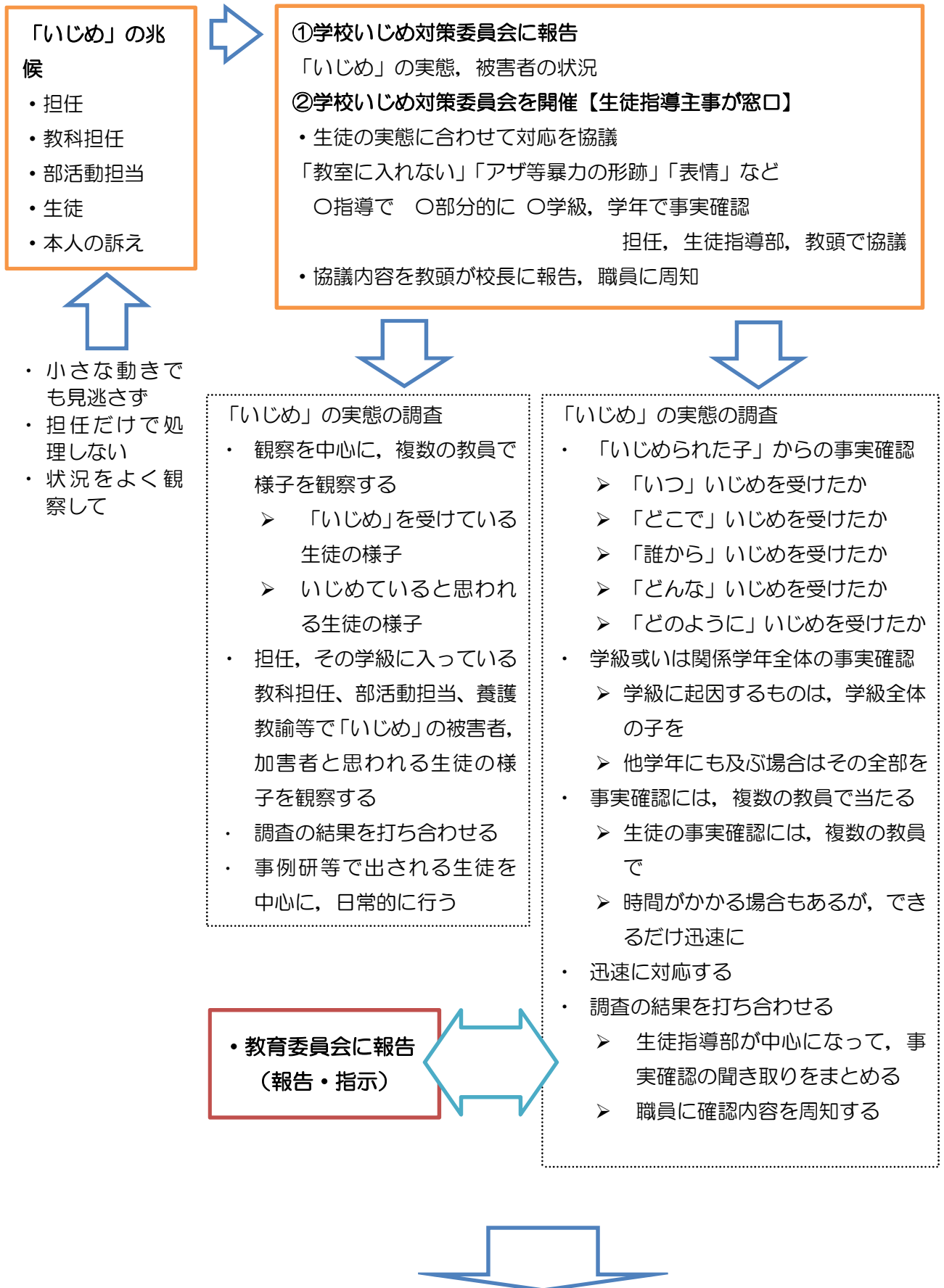
- ③ 学校が調査主体の場合 (調査組織を設置)

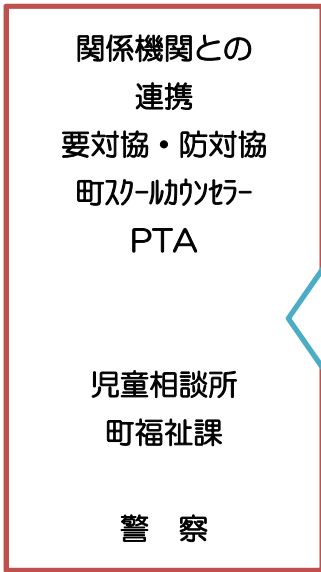
専門的知識を有する中立的な第三者の参加を図る。事実関係について情報の適切な提供 (被害者・加害者の保護者等) とともに調査結果を踏まえた必要な措置を講ずる。

- ④ 学校の設置者が調査主体の場合

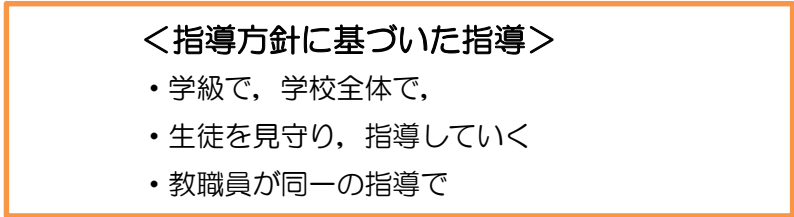
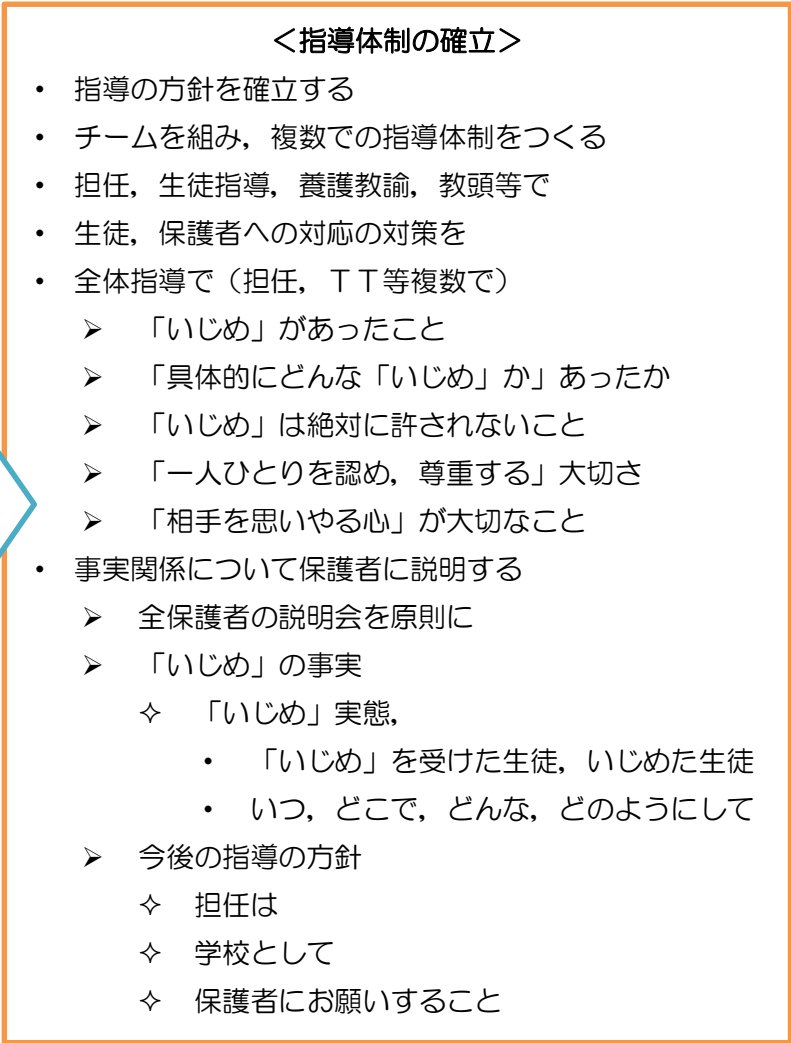
学校は設置者の指示のもと，資料提出などの調査に協力。

(3) 「いじめ」の発生と解決への流れ





外部との連絡調整
対応の一本化
(校長・教頭)



(4) いじめの「解消」

いじめが「解消している」状況とは、次の2つの要件が満たされていることとする。ただし、要件が満たされている場合であっても、必要に応じ様々な事情を検査して判断する。

- ① いじめに係る行為が3か月継続して止んでいること
- ② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと
- ③ 被害生徒及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうか面談等で確認